

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の 原案について

令和 8 年 1 0 月 9 日
千葉県教育庁
企画管理部教育総務課

「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、知事から
教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

なお、条例案の公表があるまで、具体的な内容については公表できません。